

## 笠間市議会総務産業委員会記録

令和5年9月1日 午前9時58分開会

### 出席委員

委員長	安見貴志君
副委員長	川村和夫君
委員	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君

### 欠席委員

委員	長谷川愛子君
----	--------

### 出席説明員

消防次長	谷口哲也君
市長公室長	金木雄治君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
産業経済部長	礪山浩行君
農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷清二君
消防総務課長	安見稔君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
予防課長	中村浩一君
予防課長補佐	猪野利美君
予防課係長	鈴木裕也君
秘書課長	甘利浩行君
秘書課長補佐	成田崇君
秘書課G長	須藤弘君
秘書課主査	須藤辰紀君
人事課長	石川浩道君
人事課長補佐	鈴木滋君

人 事 課 G 長	横 手 和 昭 君
市 民 課 長	飯 村 美 奈 子 君
市 民 課 長 補 佐	松 本 光 枝 君
市 民 課 G 長	池 田 文 徳 君
市 民 課 G 長	立 原 好 雄 君
企 画 政 策 課 長	森 望 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	井 坂 亜 紀 子 君
企 画 政 策 課 G 長	小 室 正 君
企 画 政 策 課 G 長	片 岡 昌 之 君
企 画 政 策 課 G 長	川 俣 真 一 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長	滝 田 憲 二 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長 補 佐	岡 部 隆 君
企 業 立 地 推 進 室 長	佐 藤 隆 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 G 長	山 口 美 徳 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 主 査	村 上 俊 和 君
デ ジ タ ル 戦 略 課 長	鈴 木 昭 彦 君
情 報 政 策 調 整 官	長 谷 川 尚 一 君
デ ジ タ ル 戦 略 課 G 長	細 谷 有 策 君
総 務 課 長	橋 本 祐 一 君
総 務 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
総 務 課 G 長	小 西 明 君
総 務 課 G 長	関 根 聡 美 君
財 政 課 長	山 田 正 巳 君
財 政 課 長 補 佐	本 凶 亜 紀 君
契 約 検 査 室 長	打 越 英 樹 君
財 政 課 G 長	橋 本 貴 文 君
資 産 経 営 課 長	塩 畑 猛 君
資 産 経 営 課 長 補 佐	小 貫 彰 君
資 産 経 営 課 G 長	横 須 賀 忍 君
資 産 経 営 課 G 長	島 田 篤 君
税 務 課 長	山 崎 由 美 子 君
税 務 課 長 補 佐	山 口 浩 之 君
税 務 課 G 長	平 沢 知 之 君
税 務 課 G 長	前 野 勉 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君

危機管理課長補佐	近藤智広君
危機管理課G長	鈴木恵寿君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	鈴木晃君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
環境政策課G長	持丸博之君
資源循環課長	前嶋進君
資源循環課長補佐	友部光治君
環境センター所長	柏崎泉君
資源循環課G長	水越禎成君
資源循環課G長	飯島亮君
農政課長	菊地恵一君
農政課長補佐	島田耕一君
栗ブランド戦略室長	藤咲篤君
農政課G長	石崎武君
農政課G長	川又英人君
農政課主査	安藏幸子君
商工課長	小松崎守君
商工課長補佐	桑嶋一志君
商工課G長	山口富男君
商工課G長	横須賀学君
観光課長	山内一正君
観光課長補佐	川松祐市君
観光課G長	中山考司君
観光課G長	塩田誠君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子

---

#### 議事日程

令和5年9月1日（金曜日）

午前9時58分開会

1 開会

## 2 案件

### (1) 付託案件の審査

- ・議案第59号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- ・議案第64号 工事請負契約の締結について
- ・議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

### (2) その他

---

午前9時58分開会

○安見委員長 定刻より前ですが出席予定者が全員おそろいのご様子ですので、よろしければ始めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、皆さんおはようございます。総務産業委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、総務産業委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまより総務産業委員会を開会いたします。

ただいまの出席議員は6名であります。欠席委員は長谷川愛子君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より堀内次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐をお願いいたします。

なお、本日傍聴の申出がありまして、これを許可しておりますので、お伝えをいたします。

---

○安見委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において総務産業委員会に付託になりました議案等の審査であります。審査は、審査日程表により、課別、議案別に行います。

それでは初めに、農業委員会事務局、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、農業委員会事務局所管分の補正予算について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、歳入についての補正はございません。

続きまして、歳出の補正予算について御説明させていただきます。

補正予算書の37ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の補正額は、351万7,000円を増額す

るものです。

内容について、節ごとに御説明させていただきます。

8節旅費54万8,000円の増につきましては、農業委員会は毎年研修を行っており、県内外への日帰り研修及び3年に1回の県外宿泊研修を行っております。令和5年度は県外宿泊研修の年でしたが、コロナ禍のため、当初予算では県外日帰り研修としておりました。新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類へ変更されたことから、宿泊を伴う研修へ変更するため、農業委員への費用弁償及び随行する事務局職員の旅費を増額するものです。

12節委託料323万4,000円の増につきましては、毎年行っております農地法第30条に基づく農地利用状況調査、通称農地パトロールの結果を集計し、調査結果を基に、一部しか利用していない低利用地や不耕作地となった土地を所有している地権者へ、今後の農地利用の意向を確認するための農地利用状況調査集計業務委託料と、38ページを御覧ください、地権者から回答のあった、今後の農地利用の意向結果の取りまとめを行う遊休農地利用意向調査集計業務委託料となります。

次に、農業経営基盤強化促進法が本年4月1日に改正されまして、現在、農政課が策定している地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランから地域計画へとなり、地域農業の将来の在り方と、10年後に目指すべき農地の効率的、総合的な利用の姿を示す目標地図を定めることとなりました。この目標地図を作るために、農地の出し手、受け手の意向、年齢、後継者の有無の状況、遊休農地などを反映した現況地図、地域計画素案図を農業委員会が作成することとなり、地図作成に必要な経費を増額するものです。

13節使用料及び賃借料9万5,000円の増につきましては、先ほど説明いたしました、視察研修の変更に伴うバス借上料の増額分となります。

以上で農業委員会事務局所管の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 12節委託料の、ページで言うと38ページの頭、ここにありますがね。遊休農地利用意向調査集計業務委託料、これは通知を出して、機構にお願いするだとか、中間管理機構にお願いするだとか、売買の予定だとかどうだとかという項目でやるやつですよ、書面で来ている。

○安見委員長 農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 今、お話しされたとおり、相手の方に送って、その中で、今おっしゃったように、中間へお貸しするとか、自分で売買するとか、耕作するというよう

な土地所有者の意向を書き添えて返信していただくものでございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 つまり、アンケート方式に近いものだと思うんですね。これの委託は、受託業者は誰、どこがやるんですか。それで、委託する内容というのは具体的にどういうことですか。

○安見委員長 農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 業者につきましては、入札となります。

内容につきましては、その前に農業委員が調査していただいた結果を基に集計して、遊休農地それから低利用地などのデータを整理しまして、案内資料の印刷、返信封筒の印刷、それと封入封緘と、それから返ってきたものについての結果の集計入力、それからコメント等の入力等を行って、最終的にデータとして納品していただくような形になります。

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

---

午前10時21分再開

○安見委員長 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

ほかに質問のある方、挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

---

午前10時23分再開

○安見委員長 会議を再開いたします。

次に、消防本部消防総務課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防総務課長安見 稔君。

○安見消防総務課長 消防本部消防総務課長の安見でございます。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）について、消防本部所管分を歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

20ページをお開き願います。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入、一番下の行、高速自動車道救急業務支弁金223万円の減額でございます。これは当初、救急業務支弁金額を650万2,000円と見込んでおりましたが、427万2,360円に決定したための差額分でございます。これは、管内の高速道路内における救急件数の減少などによるものでございます。

続いて、歳出でございます。

45ページをお開き願います。

真ん中の段、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、4節までは人事課所管でございますので、下の段、3目消防施設費、12節委託料13万円の御説明をいたします。これは、岩間消防署庁舎建設に伴い、受変電設備の新設及び非常用自家発電設備の容量が変更となり、年間の電気保安業務委託料が増額した分の補正でございます。

以上で消防本部部分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

---

午前10時26分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予防課、議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 消防本部予防課長の中村でございます。議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、近年、大型化する電気自動車や電動バス等の普及拡大による急速充電設備の高出力化の需要の高まりを受け、条例の制定基準を定めている対象火気設備等の位置構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、条例においても急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な急速充電設備の位置構造及び管理に関する基準の細目を改正いたしました。

また、消防長が指定する多数の者が利用する施設等の喫煙所には、喫煙所である旨の標識を設置することを条例で求めています。健康増進法の改正により、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することとなり、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、所要の改正を行いました。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

5ページをお開き願います。右が現行、左が改正案になります。

第11条の2、第1項の2行目に、急速充電設備の充電対象を現行の自動車、原動機付自転車に、船舶、航空機、その他これらに類するものを追加し、5行目の、現行及び全出力200キロワットを超えるものを除くをいう。を削除し、急速充電設備のこれまでの全出力の上限でありました200キロワットを撤廃するものでございます。

その1行下から、5ページ下段の第11条の2、第1項、括弧書きの第2号まで、さらに6ページをお開き願います。さらに7ページをお開きいただき、上限の第17号までで、急速充電設備の位置構造及び管理に関する基準の細目を改正しました。

内容としましては、急速充電設備は、コネクターを用いて充電する設備としたこと。急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備と規定したこと。緊急停止装置を、利用者が手動で速やかに操作できる箇所を設けることとしたこと。急速充電設備に内蔵する蓄電池に関する規定を定めたことが、主な改正内容となります。

次に、7ページの下から9行目になります。

右側、現行の第23条第3項を削除し、その6行下になります第23条、第4項、第2号を

改め、次の 8 ページをお開き願います。

左側、改正案の 2 行目に、同条第 4 項を追加し、さらに 9 ページをお開き願います。下段の別表第 7 を削除いたしました。

この改正内容としましては、消防長が指定する場所とする劇場、映画館、集会所や百貨店、マーケット、展示場において、健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置してある喫煙所には、条例で定める喫煙所と表示した標識は設置しなくてもよいこととしたこと。また、禁煙、火気厳禁または喫煙所と表示した標識を合わせて任意で設ける条例の図記号を廃止し、今後、図記号による標識を設ける場合は、国際標準化機構が定めた規格、または日本産業規格に適合するものとしなければならないとしたものです。

以上が主な改正内容となります。

3 ページにお戻りください。

最下段、附則といたしまして、ページを返していただき、4 ページをお開き願います。

この条例は公布の日から施行いたしますが、第 1 条の 2、第 1 項の急速充電設備に関する改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行するいたします。

経過措置といたしまして、第 11 条の 2 の改正規定の施行の際、現に設置され、または、設置の工事がされているこの条例による改正後の笠間市火災予防条例第 11 条の 2、第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例といたします。また、条例改正後の笠間市火災予防条例第 23 条、第 3 項、第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号 10 喫煙専用室標識とあるのは、喫煙専用室標識または健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号附則第 3 条第 1 項）の規定により読み替えて適用される、健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識と読み替えるものといたします。

以上で議案第 63 号の説明を終わります。よろしくお願います。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 8 ページの 4 項のところに、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号、または日本産業規格 Z 8210 に適合するもの、これは平たく言ったらどういう感じですか。

○安見委員長 予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 健康増進法のほうで規定する規格なんですけれども、国際標準化機構というのがいわゆる I S O というもので、日本産業規格というのがいわゆる J I S という記号なのですが、結局、条例のほうの標識を廃止いたしまして、健康増進法のその規格のもの標識が掲示されている場合には表示しなくてよいというような内容になりました。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 もうちょっと分かりやすく説明してもらえますか。

○安見委員長 予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 すみません。標識に関しては、条例の任意で定める標識というのは削除しました。それで、禁煙とか火気厳禁というのは百貨店とかマーケット、集会所あたりの場所に掲示するんですけれども、そこに合わせて任意で表示する表示を設ける場合には、健康増進法でいうこの国際標準化機構と日本産業規格に適合するものをつけることといたしますという内容なのですが。

○安見委員長 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

---

午前10時43分再開

○安見委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質問はございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、こういう表示なのですが、現在、想定しているのは、どのくらいの箇所を想定しているのですか。

○安見委員長 予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 今からというわけではなくて、今までに設置されているところでいう百貨店とかスーパーマーケットは、延べ面積1,000平方メートル以上のところは、火気厳禁とか禁煙とかという標識を設けなければならないということなんですね。たばこの専用室というところを設けるかどうかというのは、また火災予防条例とは違う条例になってくるので、ちょっとそこは把握、ちょっと申し訳ないのですけれども、できないというのが現状です。

○安見委員長 石井委員。マイクをお願いします。

○石井 栄委員 そうしますと、現在、設けなければならない、表示をつけなくてはならないというところや、新しく設置をするところなどに対して、どのような指導をこれからする予定なのでしょう。この設置に、指導に合っていない場合にはどのような指導というか、措置になるのか、をお願いします。

○安見委員長 予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 今の、その標識を設置しなければならないというような、防火対象物というのですけれども、こちらに関しては笠間市査察規程というのがありまして、1年に1回、消防本部の予防課で出向いて立入検査を行っています。その立入検査のときに確認して、もし標識がちょっと不備があるというときには指摘しまして、改修をさせるというようなことになってございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、それがきちんとできていなかったときに、指導、何か罰則

みたいなのはあるんですか、今回の。

○安見委員長 予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 罰則といいますか、私どもは1年に1回行っているところは、条例の標識というのは掲げていない、違反というのは全くないので、なので、どうしてもつけなくてはならないというところになってきますと、罰則とかというのに関わってくるんですけども、今の標識を掲げているところでありますと違反がない状況です。

○安見委員長 ほかに質問は。

河原井委員。

○河原井信之委員 5ページの急速充電設備の現行と改正案ということで変更があるわけですけども、なぜそういうふうな内容に変更することになったのか。どういったことで、こういうふうな改正がなされるのでしょうか。

○安見委員長 予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 一番大きいのは、今までは急速充電設備の容量の最大容量というのは200キロワットまでだったんですね。それであると、御説明したとおり、大型バスとか、今から大型トラック、そちらも電気自動車になる可能性がありまして、そうしますとやはり急速充電設備の容量を大きくしないと充電できないということになってきます。200キロのところなぜ止まっていたかと言いますと、200キロワットを超えるものは、条例でいいますと、変電設備に該当したんですね。変電設備に該当してしまうところを、今回の改正で火災予防安全対策という改正したところを踏まえて、これからは変電設備ではなくて、急速充電設備として取り扱うような条例改正というのが、主な今回の改正内容になります。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 変電設備はちょっといろいろ確認申請とかいろいろ大変な手間だったというところが、これからはそういった扱いではなくなるから、簡素化されていくということですね。分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○川村和夫委員 変電、その施設になると200キロワットを超えるもの以上、以上だと200キロ入ってしまうんですか。

○安見委員長 予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 200キロ以下までは、200キロ以下まで、これが急速充電設備でした。200キロを超えるものを今回上限撤廃したんですけども、200キロを超えるものは急速充電設備として取り扱っていたんですけども、そうしますと、急速充電設備というのは人の出入りを制限されてしまうんですね。それなものですから今回撤廃して、ユーザーが、人が近づいて充電できるようなというような規定を設けたということで、条例改正にな

っています。

○安見委員長 ほかにありませんか。

田村委員。

○田村泰之委員 5ページの電気の蓄電池とかいろいろ、何ページだ、蓄電池とかいろいろ書いてありますけれども、蓄電池というのはリチウム電池とかいろいろあると思うんだ。それでテスラ、テスラあれ火災があったり、2035年までにはEVできないということもうたってしまったんだけど、電気の構造というのは、液体が漏れてしまって火がついたんですね。今後、全固体電池というのを作っているんで、それちょっとおいおい調べてもらえればありがたいなと思うので、調べといてください。それは答弁結構です。

以上。

○安見委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

---

午前10時54分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室秘書課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 秘書課の甘利です。よろしく申し上げます。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の秘書課所管分について御説明をいたします。

歳入はございませんので、歳出について主なものを事項別明細書で御説明させていただきます。

それでは、21ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費のうち、秘書課所管分としましては、次の22ページになります。

初めに、10節需用費のうち、消耗品費50万円でございますが、台湾交流事務所5周年記念式典において、台湾側の招待者への記念品として配布する笠間焼の陶板50枚の購入費用となっております。

次に、18節負担金補助及び交付金の135万7,000円でございますが、都市交流事業補助金として、同じく台湾交流事務所5周年記念式典への市からの参加者に対し渡航費用の一部を補助し、参加者の負担軽減を図るためのもので、今回のツアー費用11万8,000円のうち、2分の1に当たる額5万9,000円の23名分の予算を計上するものでございます。

以上が秘書課所管分の補正内容の説明でございます。よろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 10節の需用費の消耗品費に値するのですか、この50万円、中身。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 こちら、記念品としてのお渡しするものなのですけれども、形として消耗品費のほうで50万円を上げておりまして、消耗品費で対応したいというふうに考えております。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 18節の135万7,000円、都市交流事業補助金の内訳をもう1回詳しく教えてください。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 先ほど申したのですけれども、今回、渡航にかかる費用が11万8,000円、ツアーの費用が11万8,000円かかることとなります。その2分の1に相当する額を補助金として支出するもので、2分の1、5万9,000円を参加者の見込み23名分ということで、予算を計上させていただいております。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

---

午前10時58分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、人事課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 人事課の石川と申します。よろしくお願ひいたします。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）、人事課所幹分の補正予算について御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について主なものを説明いたします。

議案書の21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬1,440万3,000円の増は、育児休業をしている職員の代替職員など、実際の雇用人数に応じて、実績において増額するものでございます。

22ページをお開きください。

8節旅費、普通旅費70万5,000円の増は、先進地視察研修や台湾5周年記念事業に関わる職員の宿泊料につきまして、笠間市職員の旅費に関する条例で定めている定額の宿泊料を上回る場合、旅費の調整を規定している条例の第40条第2項に基づき、適切と認められたものについて実費の宿泊料により執行するため、17人分の宿泊料の差額分を増額するものでございます。

続きまして、同じページでございます。

13節使用料及び賃借料24万7,000円の増は、職員採用管理システムを使用して、市職員採用試験の受験受付から最終合格までの事務処理を行っております。今後、保健師や看護師などの専門職の採用試験を実施するに当たり、このシステムの使用期間を当初の5か月から8か月に延長するため、使用料を増額するものです。

以上で人事課所管分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ありませんか。

田村委員。

○田村泰之委員 21ページ、パート報酬の件なのですが、産休で休まれている方は何名いますか。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 16名でございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 分かりました。ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時03分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 市民課の飯村です。よろしくお願ひいたします。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）、市民課所管分について御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

25ページをお開き願います。

中段になります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。

11節役務費68万2,000円は、コンビニ交付手数料の増額でございます。コンビニ交付手数料につきましては、実績を踏まえ、一月の交付件数を657件として当初予算を計上いたしましたが、4月は1,036件、5月は902件、6月は1,003件、7月は981件と見通しを上回る伸びとなっています。交付数は今後も一月1,000件ペースが続くと予測されることから、手数料を増額するものです。

12節委託料15万2,000円は、住基ネットワークシステム機器保守料の増額でございます。現在使用しております住基ネットワークシステムの次期機器の標準更改期間延長に伴い、C Sサーバーの保守料を増額するものです。

続きまして、62ページをお開き願います。

債務負担行為に関する調書、上から2段目、住基ネットワークシステム機器使用料でございます。さきに説明をさせていただきました、国が示すシステムの次期機器の標準更改期間の延長に伴い、C Sサーバー及び統合端末機器の更改を1年間先送りする必要が生じたため、契約延長分の債務負担行為を設定するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 1点、見込み違いは何ですか。

○安見委員長 市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 マイナンバーカードのやはり浸透が進みまして、マイナンバーカードの普及の浸透が進んだことによりまして、見込みよりも多くの交付数となったわけです。そのように理解しております。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 07 分休憩

---

午前 11 時 17 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です、よろしく申し上げます。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の企画政策課所管分の予算について御説明いたします。

資料の15ページをお開きください。

歳入でございます。

一番下の段、第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金8,598万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。今回の補正では、省エネ家電買換え促進、あるいは貨物運送事業者支援など、増減含めて11の事業に充当するものでございます。

なお、交付金を充当する事業の歳出につきましては、それぞれ所管する課において説明いたしますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、17ページをお開きください。

第16款県支出金、第2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金124万1,000円は、デマンドタクシーにおきまして今年度新たなデジタル技術を搭載したシステムへの切替を予定しており、新技術導入に係る県の補助事業の内示を受けましたので、充当するものでございます。

同じページの下段、第16款県支出金、第3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金5万2,000円は、統計調査員確保対策及び住宅土地統計調査に係る県の委託費の確定に伴う補正でございます。

続きまして、19ページをお開きください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、7目まちづくり振興基金繰入金70万4,000円は、農政課が所管する栗ブランド推進事業及び学務課が所管するグローバル人材育成事業に充当するものでございます。

同じく、8目ふるさと創生基金繰入金3,931万円は、都市計画課が所管する多目的広場整備事業に充当するものでございます。

続きまして、23ページをお開きください。

歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費1億116万4,000円のうち、企画政策課所管分は116万4,000円でございます。

7節報償費18万円は、公共交通計画策定に係る会議の委員謝礼となります。

8節旅費50万円は、現在、台湾の教育機関との連携を図る協議を進めており、協議における台湾出張の旅費となります。

12節委託料のうち、デジタルデバインド解消委託料48万4,000円は、現在、福原地区で実施しておりますデジタル田園都市形成事業におきまして、スマートフォンの使い方だけでなく、楽しみ方を知ってデジタルに親んでもらう目的で、スマホを使ったワークショップを実施するものです。

続きまして、26ページお開きください。

下の段、第2款総務費、第5項統計調査費、1目統計調査総務費14万円及び、次の2目基幹統計費5万6,000円は、先ほど歳入で御説明しました統計調査事業に係る県からの委託費の確定により、事務費用を組み替えるものでございます。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

---

午前11時23分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業誘致・移住推進課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○**滝田企業誘致・移住推進課長** 企業誘致・移住推進課の滝田でございます。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、企業誘致・移住推進課所管の補正内容の主なものにつきまして説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、19ページをお開き願います。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、14目企業立地促進基金繰入金、補正額1億円につきましては、企業立地促進事業補助金に充当するため、繰入れをするものでございます。詳細につきましては、歳出に係る事業で御説明申し上げます。

次に、歳出になります。

23ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、補正額1億116万4,000円のうち、当課所管分につきましては1億円でございます。主なものにつきましては、18節負担金補助金及び交付金の企業立地促進事業補助金で、こちらは、岩間インターチェンジ前の押辺都市計画工業地域内に約1.1ヘクタールの敷地に物流センターを建設中の和喜輸送株式会社と、笠間地区寺崎地内の約1.3ヘクタールの敷地に金型等の製造工場造成中のいがり産業株式会社が、来年1月下旬に操業予定でございます。2社とも補助金交付要綱の要件を満たすものでございますので、それぞれ5,000万円の補助金、合わせて1億円の補助金を補正するものでございます。

企業誘致・移住推進課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**安見委員長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○**石井 栄委員** ただいま御説明がありました2社に対して5,000万円ずつ支援金を交付をしたいという提案なのですけれども、一つは和喜輸送というのは、会社の規模、資本金とか従業員とかどういう規模なのでしょうか。また同時に、いがり産業も、資本金とか従業員の数、それについて説明をお願いします。

○**安見委員長** 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○**滝田企業誘致・移住推進課長** まず、岩間インターチェンジ前の押辺工業地域にできる和喜輸送株式会社につきまして、まず本社につきましては東京となります。御質問にありました、資本金につきましては、今年5月現在でございますが、3,150万円でございます。あと、従業員につきましては、正職員、常時いる職員が380名でございます。

次に、いがり産業株式会社でございますが、こちらはまず資本金でございますが、今年8月現在、資本金が2,000万円でございます。従業員数につきましては約130人となっております。

以上でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 ありがとうございます。そうしますと、この2社、和喜輸送ですか、いがり産業、中小企業法による分類として、中小企業に当てはまるのかどうか、1社ずつ見解をお願いします。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 中小企業基本法で基準を定めている中で、まず2社とも中小企業に当たるということで、中小企業に当たる基準としましては、資本金が3億円以下、常時の従業員数が300人以下、いずれかであれば中小企業となります。

今回、和喜輸送につきましては、従業員は380名ということで基準を超えてございますが、資本金が3億円以下でございますので、中小企業に当たります。いがり産業につきましても、資本金、従業員とも中小企業に当たる基準となっております。

以上でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 中小企業は日本の産業で大きな位置を占めておりまして、やはりその働きは大切な産業基盤といいますか、その基礎になりますので、やはりそれに対する支援というのは大切な課題ではないかなというふうに思います。

ところで、この2社なのですが、これが新しく進出するわけですけれども、この2社についての業績の評価、どういう会社なのか、それについて知りたいと思います。ほかの地域、他県での様子を見てみますと、市の自治体の補助を受けて何年かしないうちに倒産とか、撤退とかいう例が見られますが、この二つの企業に対する評価というのを聞かせていただけますか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 まず、評価としまして、一つ評価できるのは、まず売上高がございます。まず、和喜輸送株式会社につきましては、売上高が、これは昨年10月末現在でございますが、36億7,000万円でございます。主な業務につきましては、輸送でございますので、主に自動車や工業製品に使われているオイルシールなど国内シェアが70%を超えるNOKという株式会社のグループ会社でございます、主にNOKの物流を担っていると聞いてございます。

次に、いがり産業株式会社でございますが、こちらもし売上げが、今年3月末現在でございますが、15億5,400万円でございます。主な取扱い事業の内容につきましては、プラスチック精密製品の加工であったり、そのほか精密金型の設計作成などを手がけている企業

でございます。どちらも、しっかりした企業と認識してございます。

以上でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、支援はこれだけではないと思うんですよね。多分、固定資産税の免除とか、そういうのもあるのでしょうか。そうすると、どのくらいの期間、そういうのを想定しているのでしょうか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 このほかの支援としまして、固定資産税の減免ということで、産業の活性化に関する条例というものを設けて、これの固定資産税の減免の支援をしているところでございますが、要件としましては、地域にできた企業であって、業種等が、製造業または運輸業がそれに当たります。要件としては、従業員数を10人以上増やすというような要件と、用地取得から1年以内に工事着工というような要件が定められております。それらの要件に合致すれば、固定資産税の減免額、建物の固定資産、土地の固定資産、それと工場内等に設置する償却資産、こちらが3年間減免措置となります。

恐らく、その辺の基準については、毎年度、起業をする1月1日現在の状況に応じて減免申請が上がってきますので、今後これらの企業についても恐らく該当するのではないかなと思っております。

以上でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、5,000万円の支援と固定資産税の3年間免除、そういう、市としては支援を行う見込みだということで、さらに要件として10人以上雇用するというのは一社当たり10人以上、その雇用というのは地元の人を雇用ということですか、どういう形で雇用ということ、正職員として雇用という基準なのですか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 ちょっと説明が不足して申し訳ございませんでした。

雇用の10人以上の雇用の要件でございますが、まず市民であるということが前提でございます、あと、この10人の内訳につきましては、正社員、非正規問わず10人以上ということになってございます。

以上でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それで、市が5,000万円プラス固定資産税3年間の免除ということで、市が費用負担をした。その企業活動によって回収ができる見込みは、何年ぐらいしたら見込みがあるのでしょうか。それで、その見込みというのは、今まで進出した企業から見て、どのぐらいの信憑性があるのか、その辺お伺いできますか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○**滝田企業誘致・移住推進課長** これまでのどのぐらいで税収が上がってくるのかという見込みでございますが、これまで補助したこれらの企業立地促進補助をした企業が8社ございまして、それらの実績等から見ますと、業種によって、また売上げ等によって多少の前後はございますが、その8社平均しますと、6年から7年の間に支援金が、税収等が支援金を上回るという実績になってございますので、これが過去の補助した企業からの実績から見ると、おおむね6年から7年というところが分岐点と考えてございます。

以上でございます。

○**石井 栄委員** もう一ついいですか。それで例えば、先のことなので分からないのですが、5年とか6年ぐらいで撤退してしまうようになった、そういうときには、市の支援金というのはどういうふうな扱いになるんでしょうかね。

○**安見委員長** 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○**滝田企業誘致・移住推進課長** まず、今度の補助の要件についてちょっと御説明漏れて申し訳なかったのですが、要件の中に、起業して10年以上、補助を受けて10年以上創業するという要件が入ってございますので、例えば先ほど言われたような、七、八年でもしやめた場合でございますが、補助要件を満たしていないということになりますので、その場合は補助金返還等の手続を協議によって進めていきたいと考えてございます。

○**安見委員長** ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**安見委員長** ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**安見委員長** 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**安見委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

---

午前11時30分再開

○**安見委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 デジタル戦略課です。よろしく申し上げます。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のデジタル戦略課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

歳入の補正はございませんので、歳出の御説明をいたします。

23ページをお開きください。

下から2段目の10目電算管理費の補正額113万1,000円は、全てデジタル戦略課所管分でございます。

12節委託料の伝送路保守委託料113万1,000円の増は、本所、支所などの公共施設において情報共有を図るため、本市専用のイントラネットケーブルを電柱に共架しております。この電柱を移設する場合などにおいて、共架しているケーブルも移設しなければならないために生じる移設費の増額が補正内容でございます。

以上でデジタル戦略課の補正説明を終わります。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

---

午前11時32分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 総務課所管分について説明させていただきます。

17ページのほうを御覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

下の段の16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金57万9,000円のうち、1節総務管理費委託金52万7,000円の増は、茨城県からの事務委託に伴います市町村事務処理特例交付金の額の確定により増額するものでございます。

説明のほうは以上となります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 16ページの15款国庫支出金、3項委託金、それで、1節の総務管理費委託金のところに自衛官募集事務費委託金5,000円というのが出ていますよね。これは、国庫支出金を収入したと思うのですが、これは、歳出のところでは、どこに書いてありますか。何ページに、どういう形で歳出なのか。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 16ページの国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金5,000円の増額、こちら自衛官募集事務委託金でございますが、こちらについても、額の確定に伴いまして増額するものでございますが、今、御質問の歳出につきましては、充当先としては総務費の中の事務費の購入費、そちらのほうに充当されておりますが、予算書の中では総務部のほうは充当させる処理だけということで、計上は支出のほうの計上はございません。

以上でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、実際にはどういうことに、5,000円ですけれども、どういう用途に使われるのでしょうか。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 実際には自衛官の募集の、市のほうで募集をかける際の広報等の印刷に伴います印刷の用紙代とか、そちらのほうに充当されるような形になっております。

以上でございます。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論があります。

お願いします

○石井 栄委員 日本共産党の石井です。反対の立場で討論をいたします。

委託金5,000円が自衛官募集事業委託金として収入をし、自衛官募集のための広報などに使われる見込みだということですが、憲法との関係でこれは適切ではないというふうに判断をいたしますので、反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

---

午前11時37分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長山田正巳君。

○山田財政課長 財政課所管分につきまして、補正予算、御説明を申し上げたいと思います。

予算書のまず、10ページを御覧いただきたいと思います。

第4表地方債補正でございます。

まず、1の追加といたしまして、菊栽培所整備事業債1,610万円、緊急自然災害防止対策事業債（稲田福原線）7,000万円、同じく、緊急自然災害防止対策事業債（市道（笠）1017号線外）1億7,900万円の3件につきまして、今回、歳出予算に計上する当該事業の財源などとするためへのものがございます。

次の11ページを御覧いただきたいと思います。

2の変更といたしまして、工芸の丘整備事業債をはじめ4件につきまして今回、歳出予算に計上する当該事業の補正などによりまして、起債限度額を補正するものがございます。

次の12ページを御覧いただきたいと思います。

3の廃止といたしまして、電動車整備事業債360万円の廃止でございます。当初予算にて、クリーンエネルギー自動車導入促進事業補助金と、脱炭素化推進事業債を活用して実施する予定の電動車の購入事業におきまして、補助金が当初予算以上に確保できることなどによりまして、脱炭素化推進事業債から財源を振り替えし、当該地地方債の限度額を廃止するものでございます。

次に、歳入でございます。

15ページを御覧いただきたいと思います。

上からでございます。第10款第1項1目地方特例交付金254万円の増額及びその下の第11款第1項1目地方交付税のうち、普通交付税3億610万円の増、それぞれにつきましては今年度交付額の確定によるものでございます。

次に、18ページを御覧いただきたいと思います。

第18款第1項寄附金のうち、1目一般寄附金43万2,000円の増額は、笠間市の発展のためにお寄せいただきました一般寄附金でございます。

次に、19ページを御覧いただきたいと思います。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億8,427万5,000円の減額。その下の2目減債基金繰入金6億2,216万6,000円の減額は、今年度の地方交付税や繰越金などの確定によりまして、今年度の一般財源が確保できる見込みとなったことなどから、当初予定しておりました繰入金を減額するものでございます。

また、その下の6目元気かさま応援基金繰入金201万4,000円の減額、その下の16目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金241万8,000円の増額は、いずれもふるさと納税などの寄附金などの前年度、令和4年度収入決算額部分を当該基金に積み立てておりましたので、その基金額見合い分によりまして今回補正して、本年、令和5年度の対象事業の財源として当該基金を取り崩して使用するものでございます。

次に、第20款第1項1目繰越金8億9,122万8,000円の増は、令和4年度の決算によって、今年度への繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、20ページを御覧いただきたいと思います。

第22款市債ですけれども、先ほど、第4表地方債補正で説明させていただいたものでございます。

続きまして、歳出でございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、23ページを御覧いただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、3目財政管理費207万4,000円の減額は、12節委託料における財務書類の作成支援委託料における契約差金による減額が主なものでございます。

次に、24ページを御覧いただきたいと思います。

14目基金費2,000円の減は、6月の定例会で新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止

したこともあり、当初予算で扱った新型コロナウイルス感染症対策基金への積立金につきまして、元気かさま応援基金への積立金との組替えをはじめ、整理をするものでございます。

次に、51ページを御覧いただきたいと思います。

第11款公債費、第1項公債費、1目元金2,314万5,000円の減額、その下の2目利子289万7,000円の増額につきましては、今年度支払う元利償還金の額の確定見込みによるものでございます。

次に、第12款諸支出金、第1項公営企業費につきましては、1目は財源振替になりますけれども、2目上下水道事業支出金から4目下水道事業支出金まで、合計で、次の52ページになりますけれども、30万円の増になります。

最後になりますけれども、第13款第1項1目予備費2,000万円の増額でございます。今年度、予備費の使用につきましては、現時点で不足が生じる見込みを想定して、今後に備えておくべく予備費を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終了します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

---

午前11時45分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資産経営課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資産経営課長塩畑 猛君。

○塩畑資産経営課長 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、資産経課所管分につきまして主なものを御説明申し上げます。

債務負担行為補正でございます。

予算書の8ページを御覧ください。

1段目でございます。公共施設等ごみ収集運搬業務委託です。期間は、令和6年度から令和10年度、限度額は8,650万円です。設定の事由ですが、令和6年4月1日から業務を開始するに当たり、準備期間を要すること。また、5か年の長期契約業務を委託することから、令和6年度当初予算の確定前に契約事務を進める必要があるためでございます。内容は、笠間市全域の32公共施設等から出たごみを収集し、笠間市環境センターへ運搬する業務を委託するものでございます。

次に、歳入でございます。

予算書の18ページを御覧ください。

上段でございます。17款財産収入、2項財産売却収入、1目1節不動産売却収入の補正額566万9,000円は、令和3年度に一般競争入札を行いました但し応札者がなかったため、ホームページで先着順により公募していた市有地を売却したことによる収入でございます。所在地は、笠間市笠間字鉄砲町173番3、173番15、地目は宅地です。面積は233.4平米でございます。

次に、19ページを御覧ください。

下から2段目でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、19目1節公共建築物長寿命化等対応基金繰入金551万7,000円でございます。これにつきましては、市営住宅解体撤去工事等の財源として基金から繰り入れるものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

上段でございます。21款諸収入、4項雑入、5目2節雑入マイナス128万6,000円のうち、資産経営課分は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金収入の補正増額55万円は、軽電気自動車購入に対する補助金でございます。電気利用効率化促進対策事業節電達成特典収入の補正増額17万6,000円は、小売電気事業者が提供する節電割引を達成したことによる収入でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

予算書の23ページの上段になります。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、10節需用費の補正額165万円は、本所設備機器の修繕費でございます。

同じく、23ページの2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、11節役務費の補正額6万円のうち、自動車損害保険料4万8,000円は、公用車の追加購入等に伴う保険料の増額によるものです。建物損害保険料1万1,000円は、ムラサキパーク休憩所など3件の

建物の新築、増築等に伴う保険料の増額によるものでございます。

同じく、23ページの2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、12節委託料の補正額81万7,000円のうち、草刈等委託料24万3,000円は、本庁舎敷地及び第2から第5駐車場敷地の除草作業を1回分追加するものです。立木伐採委託料57万4,000円は、市有地緑地の立木等の伐採除去の委託料でございます。

同じく、23ページの2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、14節工事請負費の補正額129万4,000円は、本庁舎増築棟2階に日照調整フィルム貼り付け工事をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

河原井委員。

○河原井信之委員 23ページの財産管理費の修繕料165万円というのは、どういったものに使われたのでしょうか。

○安見委員長 資産経営課長塩畑 猛君。

○塩畑資産経営課長 エアコンの修繕工事が結構、大掛かりにありまして、そちらに使ったものになります。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午前11時53分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課、議案第59号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課の山崎でございます。よろしくお願いたします。議案第59号笠間市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、また地方税法等の一部を改正する法律の施行などに伴い、森林環境税の導入に伴う諸規定の整備や、新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る自動車税種別割の税率などについて、笠間市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容を新旧対照表により御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

第34条の9につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の処理におきまして、控除不足額、還付すべき金額が発生し、かつ充当すべき税額がある場合、納税義務者が納付または納入を市町村長に対して委託したとみなす規定が設けられたことから、充当ではなく納付、納入という表現に改めたものでございます。

5 ページから6 ページにかかります、第36条の3の2につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書記載事項の簡素化についてでございます。

7 ページを御覧ください。

第38条につきましては市民税の均等割に森林環境税を合わせて賦課徴収する改正、第41条につきましては市民税の納税通知書に、記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正でございます。

続きまして、8 ページの第44条及び、飛びまして11ページの第47条の2につきましては、給与からの特別徴収と公的年金からの特別徴収において、森林環境税額を加算して徴収する旨の規定とする改正でございます。

10ページに戻っていただきまして、第47条、すみませんまたページ飛びまして、今度12ページの第47条の6につきましては、前述の給与からの特別徴収と公的年金からの特別徴収において、過誤納金が生じた際の処理につきまして、充当ではなくて納付、納入することを委託したとみなすというところを改めてございます。

13ページを御覧ください。

第82条につきましては、特定小型原動機付自転車につきまして、2輪3輪にかかわらず、第82条第1号イの50cc以下の区分に該当することになるため、同号2に除外規定を加えるものでございます。

14ページを御覧ください。

第15条の2の第4項及び第16条の2の第3項につきましては、燃費や排ガス不正行為に

係る税制上の再発防止策といたしまして、不正を行ったメーカーから納付不足額を徴収する際に、加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

主な改正内容について申し上げましたが、このほか法改正に伴いまして、引用条文や文言の整理など所要の改正を行ってございます。

次に、4ページまでお戻りください。

附則についてでございます。第1条につきましては施行期日について定めており、第2条、第3条につきましてはそれぞれ所要の経過処置を定めるものでございます。

以上で議案第59号の説明を終わらせていただきます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 個人住民税の主な改正ということが、一つありますよね。今、個人住民税、均等割の中に市税と県税があって、市税がたしか3,000円で、それで県税が2,000円でしたよね。それでその中に、2,000円のうちの1,000円に森林湖沼環境税というのがあります。それが現在、徴収されているわけですよね。それに加えて今度、新しい森林環境税というのが加わってくるということになるということではないんですか。その辺説明をお願いします。

○安見委員長 暫時休憩します。

午前11時59分休憩

---

午前11時59分再開

○安見委員長 休憩を取り戻し会議を再開します。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 森林環境湖沼税は県税でございまして、引き続き賦課徴収されます。それとは別に、国税としての森林環境税が今回加わるという内容になってございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それに……。

○山崎税務課長 委員長。

○安見委員長 追加ですか。

○山崎税務課長 追加をさせていただきます。

○安見委員長 先、どうぞ。

○山崎税務課長 ほかに森林環境とは別に、震災復興特例で1,000円均等割が、今は徴収させていただいているのですけれども、これが来年はなくなりまして、総額としてはプラスマイナスゼロ変わらないという、内訳が変わるというような改正になっております。すみませんでした。

以上です。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、新しく復興税というのが今まで、令和5年度までかかっていたけれども、令和6年度からは復興税がなくなって、その代わりに森林環境税が1,000円になるので、総額としては変わらないという説明なのですが、その中身を見ますと、森林環境税と復興税というのが性格は全く違うと思うんですよね。森林環境税というのは主に何を目的として、何が原因で、何を目的として課税する内容なのですか。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 森林環境税は、日本の国土の森林を保全するために、間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用推進普及啓発、そのような森林の整備などを目的として、森林環境譲与税という、我々、市町村や県が頂けるんですけども、その譲与税の原資として徴収するものがございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 8月21日の全協で示された資料にはこう書いてありますよね。参考として、森林環境税及び森林環境譲与税につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から令和元年度に創設されたと書いてありまして、地球温暖化防止CO<sub>2</sub>の排出削減も大きな目標になっていると、こういうふうを受け止めたんですが、これ私、調べたんですが、環境省が自治体排出量カルテというのをつくってありまして、笠間市でCO<sub>2</sub>を排出している一番大きな部門は、産業部門が44%なんですよね。住宅家庭部門は16%となっていて、そうしますと温室効果ガス削減の一番大きな要因としては、産業部門、ほかから見ると火力発電所、笠間にはありませんけれども、そういう産業部門の要因が一番多いのですが、押しなべて1人当たり1,000円ということについては、担当課のほうではどういうふうを受け止めていますか。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 我々としたしましては、全国国民から均等割を頂く、国民から一律に徴収するという制度であるということで、その是非までについては、申し訳ありませんが、受け止めてございません。申し訳ございません。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 分かりました。担当課としてはそうかもしれませんね。

それでもう一つ、軽自動車税の主な改正内容ということなのですが、これを電動キックボード等に関わる軽自動車税種別割を2,000円とするということになっていきますよね。たしか道路交通法が改正になる、あるいはなったことにより、電動キックボードが車道とか歩道は走れるのですか、あれ。どういうことになるのですか、電動キックボードについては。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 電動キックボードにつきましては、これまでも軽自動車50cc以下という区分に所属しておりまして、同じく2,000円で行ってまいりました。今回、新たに定義された特定小型につきましても、同じ50cc以下の枠に入りますという趣旨で、新たな区分ができたということではございません。ただ、キックボードにも3輪があったので、3輪のキックボードをミニカー区分から原動機付自転車のほうに動かすために、3輪のほうからミニカーに関するところを除外するというのは、今回の改正でございます。

それで、歩道に関しましては、原動機付自転車と同じで、原則としては走れません。ただし、特定小型に関しましては、さらにスピードリミッターとかを活用しまして、6キロ以上出ないというような特別な規制というか、車両自体にそういう特別な措置がされているものに関しては一部歩道も走ることができるというふうに聞いております。

以上でございます。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 日本共産党の石井 栄です。反対の立場で討論をいたします。

まず、森林環境税の導入なのですが、地球温暖化、温室効果ガスの排出防止を、削減を目指すという目標もありますけれども、主な排出元は産業部門、火力発電所などの産業部門が排出しているわけでありまして、それを等しく国民が負担するというのは、これは税の公平の原則からいって非常に不適切だというふうに思いますので、これは排出しているところから税金いっぱい取るべきだと私は思いますね。

それともう一つは、電動キックボード等は、ちょっと調べてみたのですが、交通事故がかなり多く発生していますよね。だから、そういうことも含めると、この主な改正内容というのを受け入れるということはちょっとできないなというふうに思いまして、そういうことから反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○安見委員長 挙手多数であります。

暫時休憩します。

午後零時09分休憩

---

午後零時09分再開

○安見委員長 休憩を取り戻し会議を再開します。

改めて、確認いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の税務課所管分について御説明いたします。

補正予算の25ページを御覧ください。

歳出につきまして、2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、10節需用費の消耗品9万9,000円の増につきましては、原動機付自転車等の標識に係るものでございます。

12節委託料55万円の増につきましては、個人住民税の特別徴収税額通知の電子化に係るシステム改修業務等の委託料でございます。

以上で議案第65号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 確認なのですが、先ほどの税法の改正に関わる数字が出ていたということではないんですね、今回の補正は。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 総額としてはありますが、その分も関わってございます。

○石井 栄委員 分かりました。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時 12分休憩

---

午後零時 13分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 危機管理課谷田部でございます。よろしくお願いたします。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）、危機管理課所管分について御説明いたします。

歳出、24ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、13目市民活動費、補正額1,298万5,000円の増のうち、1,277万2,000円は、14節工事請負費に防犯設備設置工事費として、笠間地区、国道355号線バイパス下市毛地内をはじめ市内1か所の交差点に防犯カメラを設置するため、元気かさま応援基金を活用し277万2,000円を補正するものであります。

また、18節負担金補助及び交付金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、空き巣などによる犯罪被害や偽電話詐欺を未然に防ぐため、現在お住まいになる家などの防犯対策に取り組む市民などに対し、その費用の一部を補助するため、1,000万円を補正するものでございます。対象とする防犯用品などにつきましては、市内の販売店及び市内の工事店に限定し、防犯カメラの設置やガラス窓を破るのに時間を要す

る防犯ガラスへの交換、そして偽電話詐欺対策として、録音機能や登録した電話のみを受電するなど防犯機能が高い電話機への交換などを対象としてございます。補助額につきましては、防犯対策費用の合計額が1万円以上とし、補助率を2分の1、限度額を10万円としております。予算成立後、広報紙やホームページなどを活用し、防犯対策へ取り組んでいただけるよう幅広く周知してまいります。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 防犯施設設置工事は、発注するのでしょうか。これは、どんな発注をしますか。

○安見委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 14節の工事請負費のほうでよろしいのでしょうか。

入札により執行します。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時16分休憩

---

午後1時00分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部環境政策課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 環境政策課大内でございます。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、環境政策課所管分につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳入でございます。

17ページを御覧願います。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、補正額100万円は、茨城県が住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るための自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金であります。

歳出の蓄電池、太陽光発電設置補助金のうち、蓄電池分に充当するものであるため、現歳出予算見合い分に合わせて、合計で500万円に増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

35ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、補正額4,774万円の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている市民及び事業者を支援するための補助金の費用を計上するものでございます。

1節報酬、3節職員手当等、4節共済費と、次の36ページ、8節旅費に計上した主なものは、補助金の申請受付に係る業務が増加することから、この受付業務を主な業務とする会計年度任用職員を年度内1名雇用する費用を増額するものです。

続きまして、36ページの18節負担金補助及び交付金4,501万5,000円は、既に進めております省エネ家電の買換えを促進するための補助金の増額と、店舗等におけるエネルギー費用の負担軽減を図る補助金を新設するものでございます。

省エネ家電買換え促進補助金につきましては、6月に補助を開始してから8月末までに371件、1,392万円の申請を受け付けており、県予算額2,500万円の56%を既に執行していることから、より多くの市民に対し支援できるよう、1,001万5,000円を増額するものであります。

事業所省エネ設備更新事業補助金につきましては、物価高騰の影響を受けている事業所に対しまして、エアコンや冷蔵庫などを省エネルギー設備へ更新する費用に補助することで、エネルギー費用の負担軽減を図る事業としまして、3,500万円を計上するものです。

補助事業の概要でございますが、経済産業省が定める省エネ基準達成率100%以上、または同じく、経済産業省が高効率設備として定めるS I登録の電気式パッケージエアコン、またはガスヒートポンプエアコン、冷凍冷蔵庫、冷蔵庫、冷凍庫の税別購入費の3分の1を補助するもので、上限額を1事業所当たり、市内事業所から購入した場合が20万円、市外の事業所から購入した場合が15万円とし、それぞれ100事業所、合計200事業所を見込んでおります。

環境政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村泰之委員 36ページの18負担金補助及び交付金、省エネ家電買換促進補助金1,001万円かな。これ補助をして、補助だよ。残り約1,500万円ぐらい残るような気がするんですけども。当たっていますか、当たっていませんか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 残り半分ぐらいなので、1,500万円ぐらい残っているような状況でございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 次に、省エネ家電買換え、これマックス20万円だね。これ公民館とか集会所のエアコン、これは5分の4というのはどこに含まれますか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 すみません、公民館と集会所の補助に関しては、総務課のほうで行っているの、自治会用のものになってくると思います。

○安見委員長 いいですか。

ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時07分休憩

---

午後1時08分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資源循環課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 資源循環課前嶋でございます。どうぞよろしく申し上げます。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、資源循環課所管の主な補正内容について御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

債務負担行為の補正でございます。資源循環課は、下から2段目の可燃ごみ収集袋製造等業務委託と、一番下の一般廃棄物収集運搬業務委託でございます。

まず、可燃ごみ収集袋製造等業務委託限度額3,580万円でございますが、これは、家庭から出る可燃ごみ用袋の製造等を委託する費用であります。この業務委託につきましては、来年4月1日より配送業務を改正することに当たりまして、本年度中に契約事務を進め、製造等の準備期間を要することから、今回計上させていただいたものでございます。

次に、一般廃棄物収集運搬業務委託、限度額21億6,240万円でございますが、家庭から出ます可燃ごみや資源物などの一般廃棄物を、地域の集積所から環境センターへ収集運搬する業務を委託する費用でございます。この業務につきましても、来年4月1日より収集運搬業務を開始するに当たりまして、今回計上させていただいたものでございます。予算書には令和6年度から令和10年度までの5年分の委託を記載しておりますが、1年当たりの委託料につきましては4億3,248万円となります。

次に、36ページをお開き願います。

歳出でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、補正額410万3,000円でございます。

37ページをお開き願います。

主なものは、17節備品購入費、補正額120万3000円の増でございます。ゆかいふれあいセンターのプールサイドのタイルが磨耗しておりまして、滑り止め効果がなくなっておりまして、利用者の転倒防止を図るために、滑り止めマットを購入するための費用でございます。

次に、2目塵芥処理費、補正額428万2,000円でございます。主なものは、12節委託料、補正額124万7,000円の増は、新清掃施設整備計画に伴いまして地元協議会と先進地視察研修を行うための委託料と、調査特別委員会にて専門的な説明を要する際に、現在、清掃施設整備計画及びPFI等導入可能性調査業務を受注しております株式会社環境技術研究所に説明支援を委託する費用でございます。

資源循環課からは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

田村委員。

○田村泰之委員 8ページ、債務負担行為の補正、下の段、一般廃棄物収集運搬業務委託の補正額、これは原油価格が上がって旧笠間地区のエコフロンティアから旧笠間地区の業者が柏井に行くということも含まれていると思われるんですが、これ、そうすると、リッター当たり幾らで計算しますか。それをお伺いします。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 全国的な平均の部分で説明させていただきます。

軽油で160円でございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 分かりました。

あともう1点、可燃ごみ収集袋の製造等の業務委託3,580万円、これビニール袋の物価高騰によるものの補正なのか、お伺いいたします。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 こちらは、物価高騰というものではございません。年度当初に製造を始めるためのものでございまして、その債務負担行為でございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 分かりました。ありがとうございます。

○安見委員長 ほかに質問はございますか。

西山委員。

○西山 猛委員 予算と直接関係ないのですけれども、この際ですから、新築工事しましたごみステーションのすぐ近くにあるんです、どうしたらいいでしょうかという問合せをしたところ、役所の答えは行政区に加入しろと、まず。それで、行政区に加入して、ごみステーションを使わせてもらえるようにしてくれという言い方をされたんですね。その行政区に加入するために10万円前後かかるのかな、それを行政が、行政区に加入しろ、そうすれば、そこのエリアのごみステーションがあるから、そこに置けますよという、逆に言えば、そこに置きたいなら行政区に加入しなさいよということを、果たしてごみの相談をしている市民に対して、ごみとセットにしてしまっ、ごみとひもづいてしまっ、多分ごみのことなので間違いなく対応していると思うのだけれども、そういう言い方しているのは、していると思うのは、もしかしたら総務部と連携しているのかもしれないけれども、そう言ってしまうと、加入は、条例までつくって、決め事つくってやっていることなので、それは、加入は、そうしてくださいよというのは分かるけれども、ごみとセットにしてしまっ、とちょっと縛りになってしまうのかな、どうですか。要するに、その市民は、本当は行政区に入るつもりはなかったんですね。だけど、そういうことで、ごみ、あれしなくちゃしょうがないなと思ったので、入ったというのが本当の話。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 我々のほうは、委員がおっしゃるとおり、行政区の加入という条例がございます。そういったものは、私たちのほうで、ごみの集積所を使いたいというところに来られたお客さんにつきましては、そういった案内をさせていただいたのはたしかでございます。ただ、それについては、加入をするというよりは、地元の集積所の管理者である方に相談をしてくださいという話をさせていただいております。

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

---

午後1時19分再開

○安見委員長 休憩取り戻し会議を開きます。

ほかに質問はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

---

午後1時22分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済部農政課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課の菊地です。よろしくお願いたします。それでは、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）、農政課所管分について御説明させていただきます。

初めに、9ページをお開きください。

債務負担行為補正について御説明いたします。

最上段になります。笠間クラインガルテン指定管理料1,000万円の債務負担行為につきまして、来年4月当初から指定管理業務を実施するために今年度中に契約が必要になることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

歳出において重複する内容については、詳しくは歳出で御説明させていただきます。

17ページをお開きください。

補正予算総額は、353万9,000円の増額でございます。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金347万9,000円の増は、金井地区の県単土地改良事業補助金を収入するものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入減額128万6,000円のうち、農政課所管分は6万円の増額でございます。

説明の欄の上から3番目、笠間てくてく栗図鑑掲載料1万円の増は、当初予算では掲載料1区画5,000円の40店舗で予定しておりましたが、区画のサイズを新たに大区画1万円を設け、実績により、大区画1万円が12店舗、小区画5,000円が18店舗になったことにより、増額をするものでございます。

次の笠間の栗もんぶらり旅マップ掲載料5万円の増は、笠間てくてく栗図鑑同様、当初予算では掲載料は1区画5,000円の20店舗で予定しておりましたが、区画のサイズを新たに大区画1万円を設け、実績により、大区画1万円が8店舗、小区画5,000円が14店舗になったことにより、増額するものでございます。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出を御説明いたします。

38ページをお開きください。

補正予算総額は、1,483万4,000円の増額でございます。

会計年度任用職員に関わる人件費につきましては、省略をさせていただきます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、8節旅費161万6,000円の増は、笠間台湾交流事務所5周年記念レセプションや台湾での学校給食へ笠間の栗の提供に向けた訪台をするため、また茨城県を通じて、笠間の生栗が輸出されているシンガポールに、新たな商品として栗ペーストやむき栗をPRすることで、現地での商品化につなげ、新たな販路を開拓するため、増額するものでございます。

10節需用費103万6,000円の増のうち、消耗品費20万円の増は、台湾との食を通じた文化交流を行うため、これまで笠間市学校給食に提供されたバナナの返礼品として、栗ペーストを提供する予定をしており、台湾バナナの最初の学校給食への提供は台湾側からの無償提供だったことから、1回のみ無償提供するための費用となります。

印刷製本費83万6,000円の増は、栗商品の紹介をするためのパンフレットである笠間てくてく栗図鑑と笠間の栗もんぶらり旅マップを、それぞれ2万部を増刷するため、増額するものでございます。

11節役務費、通信運搬費10万9,000円の増は、台湾やシンガポールで新たな販路を拡大するため、サンプルとして栗ペースト等を発送するための輸送費用でございます。

39ページをお開きください。

12節委託料268万7,000円の増のうち、笠間の栗海外販路拡大事業委託料84万7,000円の増は、台湾への学校給食に栗ペーストを提供する際に発生する農薬残留等の検査や発送業務を委託するための費用でございます。

有機農業推進業務委託料184万円の増は、有機農産物等の生産拡大や学校給食への導入などに取り組むための調査費や生産者向けの講習会、有機農業の推進など計画をするための費用でございます。

18節負担金補助及び交付金、儲かる笠間の栗産地づくり協議会補助金40万4,000円の増は、当初新栗まつりを2日間の開催で予定しておりましたが、3日間の開催と変更になり、それに伴い、会場運営費、会場使用料、委託料等などの経費が増えたため、増額するものでございます。

5目畜産業費、18節負担金補助及び交付金、畜産機材等導入支援事業補助金210万円の増は、新型コロナウイルス感染症や世界情勢に伴う原油価格の上昇、円安の影響等により畜産経営等に影響を及ぼしていることや、地球温暖化などの影響により、畜産の生産性や繁殖性の低下を引き起こすことから、暑熱対策を講じるための機械設備を導入する畜産農家を支援するための費用でございます。

6目農地費、8節旅費2万4,000円の増は、全国土地改良大会福井大会に参加するための旅費でございます。

18節負担金補助及び交付金675万8,000円の増のうち、茨城県土地改良事業団体連合会負担金15万5,000円の増は、先ほどの旅費と同様、全国土地改良大会福井大会に参加するための負担金でございます。

土地改良事業調査設計業務負担金202万4,000円の増は、住吉大沢地区の土地改良事業を進めるための計画調査業務の市負担金でございます。

県土地改良事業補助金457万9,000円の増は、金井地区基盤整備組合において機場での揚水ポンプが老朽化したため、ポンプ2台を更新するための市負担金でございます。

続きまして、5款農林水産業費、2目2項林業費、1目林業振興費について、茨城県市町村事務処理特例交付金により、一般財源から県支出金に財源組替えをしたものでございます。

農政課所管分の補正予算の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいま説明がありました39ページの有機農業推進業務委託料184万円が記載されていますけれども、先ほどの説明で、生産拡大や講習会などに充てられるということなのですが、どういう団体に委託をして、こういう事業をやる予定なのでしょうか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 どういう団体かというところなのですが、全国展開をしている有機農業に詳しい事業所がございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それは、笠間の団体とか、そういうことなんですか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 笠間市内の業者ではございません。全国で数件あるかと思うのですが、他市町村、他県の業者がやっているところでございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 ちょっと確認なのですが、大変申し訳ないのですが、39ページの5目畜産業費の機材等導入支援事業補助金、この畜産機材、機材というのはどのようなものなのか、ちょっと確認したい。スプリンクラーとか、いろいろまちまちだと思うのですが、確認のため、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 機材でございますが、気温を下げるためのミスト装置、そういうものを想定しております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 分かりました。ありがとうございました。

○安見委員長 ほかに御質問ございますか。

西山委員。

○西山 猛委員 笠間の栗のブランド化を粛々と進めていますけれども、生産農家、生産者との情報交換とか、現場の声みたいなのを酌み取る場、公式の場所、そういうのどこでやっているのか、そういうことは具体的にありますか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 市が主体となっております、儲かる笠間の栗産地づくり協議会という組織を結成しております、その中では、生産者はもちろん、使う側の飲食店とか、そういう農業の部分と商業の部分、使う部分とそういうのを連携するために、そういうのを組織しております、その中でいろいろな情報とか意見交換をさせていただいております。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 一番大事な現場の声というのはどういう方法で、今の、そういう市が主催するものは、そういうものしかないんですか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 現場の声を具体的に聞く場なのですけれども、農協の生産部会、栗部会という組織がございまして、その場の総会なり何なり出向いておりますので、そういうところで直接栗農家の意見なんかを聞いている場もございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 そこに栗農家がいるのですか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 栗農家が集まった組織でございますので、そこはもう栗農家だけがいるような組織でございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 それでは、ずばりお話ししましょう。今、栗の生産日本一の、ブランド化も含めて、栗の日本一だということを笠間でやろうとしているんですけれども、非常にPRは十分いろいろな仕掛けがあって、これは上手ですよというのが評価ね。

実際、栗農家がもうかっているかということ、一部の人はそうかもしれないですけれども、もうかるようなシステムになっていないらしいですよ。でも、補助金をもらって、苗を植えたりなんかして、そうやってやって、その間3年でしたか4年でしたか、3年面倒見て植えたものに対して、結構畑も種目が変わった、栗に変わったところがあるようなのですけれども。実際は、実際の現場の声とすれば、農業はもうからないんだ。もうからない。栗の場合、やはりどうしても手なんです、基本。栗拾いの機械なんかの開発もやっているようですけれども、民間でもいろいろ考えてやっているようですけれども、ところがやはりそういうところでいくと、作業や人件費、人が、担い手不足でいないんだ。

でも、栗がブランド化されてどうなんだといったときに、なかなかそこまで単価になっていかない。結局、PRは、かなりのPRしてもらっているのはいいんだけど、結局は温度差があり過ぎて、現場が追いつかないというのが本音なんだって言うんだよね、本音だって。栗に変えてまた戻った人もいるようなのですが、なかなか思ったようにいっていない。そういうことは、現場を知らないのではないかなと思うんです。

我々、私の感覚は、うちもそうだったんですけれども、兼業なんです。兼業で、いわゆる日雇ではない、あったわけですよ昔は、もちろん今もそうなんですけれども。その日雇があって、それを農業に打ち込んだ、要するに投資をした。栗は、実は何で増えたかという、一番手がかからない。だから、作付をして、畑だって、先祖様が残した畑なんだ、それを俺の代でなくすわけじゃないんだとって栗にした。栗はほっといてもある程度実をなすものなので、そうするとその間、出稼ぎに行って、要するにサラリーマン、その時

期だけ勘弁してくださいよ。実際、公共工事もそういうふうにして、農繁期は少し薄めて、土木の建設だとか、土木を薄めて発注して、農繁期だけをあれして別にずらす。そういうふうな地域で成り立っている。だから、例えば岩間なんかでも、3か所も4か所も仲買人がいたわけだね。それがどこに行っているんだって、みんな有名なところを、名の通ったところ行ってしまっているんだ、加工して。でも、それをここで6次産業だといってやろうといっても、これはいきなり無理なんです。でも、それをブランド化しようというのと、生産者、現場が、今度時代が変わって、農業やる人いないんだ。これが現状なんです。

なので、予算をつけるならば、そういう人とそういう現場の声との交流、何かの粟を絡めたお食事会でも何でもいいですよ。そういう中で、組織的なものを集めるのではなくて、個別の農家で、このエリアだとか、このエリアだといってやってみてくださいよ。そうすると、本当の声が出ますよ。会議で、今ここで本当の腹の中のことみんな言えるかということ、やはり委員としてのある程度良識を持った、常識を持った意見しか言いませんよ、と思うんですね。

そうすると、昔のように酒を飲んで、酒の場でそういう話を出すのは支障があつてなかなか難しいけれども、お食事会ぐらいの話の中で、新商品を作った栗のカレーだとか何とかいろいろなことやって、やったらいいのではないかと。そのために費用を使ってもらいたい。本当の声、それ大事だと思うんです。そういうことに対応してほしい。PRは分かって、これPRの技はいろいろな方法あります。そこには費用がかかるけれども、本当のこっち、現場、現場の声を酌み取ってあげてほしい。悲鳴が出ているんですよ。そのうち、みんな、あきれてしまう。よろしくお願いします。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 ただいま提案がありました現場の声をもう少し聞いたらどうなのかというところなのですが、確かに農家はいろいろな体系の農家がおりまして、先ほど言われたように、兼業農家、あるいは専業農家、あとはいろいろな工種の農家がいると思うんですけども、それぞれ農業全体的に今、厳しいような状況になっておりますので、栗だけではなくて、そういう農家全体的な声を聞くような機会を設けて、これからいきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 ちょっと違うんだ。栗のことに特化しなければ駄目。まずは、そのことだけ言っている。だから、栗のことで、栗の専門の人が一生懸命やって分かる人がいろいろな意見を出すから、それを酌み取る。

○安見委員長 部長、どうぞ。

○礪山産業経済部長 すみません、去年まで農政課長だったものですから、ちょっと一言お話ししたいと思うんですが、西山委員おっしゃるとおり、我々ブランド化というところで、PRに対しては一生懸命行っていきまして、栗の単価自体も若干ずつではございます

が上がっているようになっております。

その中で、委員おっしゃるとおり、課題として見えてくるところ、生産部門のところ、品質の問題、人の問題、いろいろなところが今、知名度が上がった中で出てくる中、我々といたしましても、次のステップ、生産、加工、販売までをパッケージでどうやって伸ばしていくことができるのかというところで、今年度ぐらいから生産者の生の声というところは、我々も品質、量、手間については勉強して、お話し合いをしていかななくてはならないと考えているために、今年から儲かる栗産地づくり協議会として生産から出口まで、全ての方の所得が上がるような仕組みということでやっておりますので、今年度は品質、量、手間というところを重点的に、我々としても、今まさに栗のシーズンが始まったところですから、声を聞きながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 これちょっと補正予算ではないことで、ちょっと質疑してよろしいでしょうか。

この栗というのは、固定観念で、栗というと旧岩間地区とみんな思うんですね。これ、友部地区、笠間地区でもやはり栗作るところ、結構あると思うんです。笠間地区、友部地区の栗農家というと、どれぐらいいらっしゃいますか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 まず、各それぞれの笠間地区、友部地区、岩間地区の農家数は、ちょっと把握はすみません、していないのですけれども、全体として669件ございます。その中で、農協の栗部会に入っている方が208名ということになってございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 分かりました。ありがとうございます。これで、やはり旧笠間地区とか友部地区でも、やはり滝川地区とか、南友部とか、笠間福原とか、吾国山の麓とかで栗作っている方いますね。これ1キロで、100円で作るんですよ、個人でやっている人ね。そういう方もいるので、栗というのは岩間ではなくて、もう合併してもう十何年たっていますから、笠間の栗とうたっているのであれば、笠間地区だろうが、友部地区だろうが、岩間地区だろうが関係なく、オール笠間でやってもらいたい。そうすると生産量も増えてくると思うので、栗不足というのもなくなると思うので、そこをうまく一歩階段上がっていくように、一段ずつ上がってもらえればいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分休憩

---

午後 1 時 4 7 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 商工課の小松崎でございます。よろしく申し上げます。議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）、商工課分の補正予算内容について御説明させていただきます。

歳入の補正はございませんので、歳出の内容について御説明させていただきます。

40ページをお開き願います。

中段より下でございます。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、8節旅費、普通旅費81万8,000円及び12節の委託料、海外販路開拓支援事業委託料22万円は、台湾交流事務所5周年記念事業の一環で、台湾最大の陶磁器の町であります鶯歌（イングー）で笠間焼のPRを行うための旅費及び現地での展示販売等の経費でございます。

下段18節負担金補助及び交付金2,534万円のうち、茨城県石材業協同組合連合会補助金134万円は、石材業の振興を図るため石材及び石材製品のPRと販売、販路の開拓などを旨すことを目的といたしまして、11月に開催を予定しております、いばらきストーンフェスティバル実施に伴うものでございます。

次の貨物運送事業者支援金2,400万円は、燃料価格高騰により経営に影響を受けております市内の貨物運送事業者を対象に、一般貨物運送自動車1台当たり2万円、軽貨物自動車1台当たり1万円を支援金として支給するものでございます。

以上が補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村泰之委員 運搬業務2万円とおっしゃったではないですか、県のあれでは1万5,000円と出ているのだけれども、これちょっと確認なのですけれども、増額補正だけ増額なのか確認したいので、お願いします。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 根拠ということですか。県が3月に実施したものは、3月15日未締切りの県が補助したものは、1台当たり2万円でございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 自分、間違えていたんだね。県のひばりだか何だっけ、あれで1万5,000円と出ていたような気がするのだけれども、見間違いかな。間違えたかな、申し訳ないです。

○小松崎商工課長 チラシが、こちらになっています。1台当たり2万円という。

○田村泰之委員 分かりました。ありがとうございます。確認なので、答弁結構です。

○安見委員長 ほかに質問はございますか。

河原井委員。

○河原井信之委員 この貨物運送事業者の支援金というのが、物価高騰による国からのというような、お金をもらった、そういった財源からのものなのですか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 国からの交付金、具体的名称を申し上げますと、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の財源を活用してございます。

○河原井信之委員 分かりました。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

田村委員。

○田村泰之委員 これは、運搬事業者の燃料高騰の絡みで、白ナンバーのユニックとかのコンクリート製品とか運んでいる人いますよね。白ナンバーの人は頂けないのですか、対象にならないのかな。これ賃引きと言うのだけれども。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 今回、対象としているのが、一般貨物自動車運送業と軽貨物運送事業者の2種類を予定してまして、茨城県の運輸支局の許可を得た事業者に対しまして補助金予定して、交付する予定しております。基本的に、緑ナンバーの車両になります。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 これグレーな部分になってしまうのですけれども、コンクリート製品とか、木材の、何だ、プレカットを白ナンバーで運んでいる方がいるのですけれども、それはやはり補助対象にならないということで理解してよろしいでしょうか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 許可受けた業種のみとなりますので、許可を受けていなければ対象外

となります。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

---

午後1時54分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光課、議案第64号 工事請負契約の締結についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課の山内でございます。よろしくお願ひいたします。議案第64号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、笠間工芸の丘整備事業における建屋等の改修工事となります。

次に、契約の方法でございます。7月31日に条件付一般競争入札を行っております。その結果に基づきまして、8月10日に仮契約を締結したところでございます。

契約の金額でございますが4億8,180万円、うち消費税が4,380万円でございます。契約の相手方でございますが、水戸市千波町1905番地、昭和建設株式会社、代表取締役小松原仁でございます。

以上で議案第64号の説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願ひします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 条件付の内容は。

○安見委員長 観光課長山内一正君。

暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

---

午後1時57分再開

○安見委員長 休憩取り戻し会議を再開します。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 市内に本店がある事業者、もしくは支店でもその中心となる事業者があるところを対象としておりまして、今までに工事の請負の金額が決まっております、ある一定数の事業費というか、それに携わった事業者を対象として入札の事業者の選定をしております。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 市内に本店、支店、それと、ある一定の何ですか。

○安見委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 ランクがAランク、あとそれから今まで請け負った、その建設事業の事業者の請負金額が……。

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

---

午後2時00分再開

○安見委員長 休憩を取り戻し会議を再開します。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 すみません、今御指摘ありました、すみません、地域区分としましては、もう一度申し上げます。公告日において県内に建設業法に基づいて設置された本店、主たる営業所を有する、等級格付としてはAかつ総合評点が1,100点以上ということ、それと、元請の完成工事高というところで、直近の経営規模の評価結果通知で、建設一式の元請完成工事高が4億9,000万円以上であることというような条件でございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 今、言わなかったんだけど、本店、支店も何もない、笠間市内には何もないです。本店も支店もないでしょう、支店あるの、ないでしょう。今のは、県内の話をしている。そうすると、同等の業者というのは、その条件でいくと、何社ぐらいあるんですか、県内では。

○安見委員長 お答えができますか。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 すみません、ちょっと数字を、件数は持ち合わせておりません。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 結構です。

○安見委員長 ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、観光課、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 それでは、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の観光課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為でございます。

予算書9ページをお開き願います。

債務負担行為につきましては、来年4月当初から業務実施ということになるため、今年度中に契約事務が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

上から2行目でございます。あたごフォレストハウス外2施設指定管理料、限度額が6,500万円でございますが、現在、愛宕山の魅力向上に向け施設のリニューアル工事及び公園整備を行っているあたごフォレストハウス等の管理を行っていくものでございます。施設の維持管理、ハイキングコースの清掃及び新設されるカフェの運営等が主なものとなります。期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。

続きまして、歳入について御説明申し上げたいと思います。

16ページをお開き願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目商工費国庫補助金、1節観光費補助金、補正額7,608万9,000円は、デジタル田園都市国家構想交付金（拠点整備）のものでございます。この補助金は、笠間工芸の丘整備事業に対するものでございまして、補助率は対象工事費

の2分の1となっており、工事費は、令和5年、令和6年の2か年を予定してございまして、補正金額は令和5年分となります。

20ページをお開き願います。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入128万6,000円の減のうち、観光課所管分は、上から5行目、国際観光テーマ地区推進協議会補助金15万円となります。インバウンド向けの多言語版ガイドブックの改定、増刷費に対するものでございまして、15万円を限度に3分の2の割合で補助されるものでございます。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

40ページをお開き願います。

6款商工費、2項観光費、2目観光振興費、8節旅費、補正額140万3,000円の増でございます。内訳は、台湾交流事務所5周年記念ツアー催行に伴う旅費101万2,000円及び水戸・笠間・大洗・ひたちなか観光協議会主催の台湾現地旅行者旅行会社への営業に伴う旅費39万1,000円でございます。

続きまして、41ページをお開き願います。

12節委託料、補正額100万円の減でございます。

本年4月に台湾南部に位置しております高雄市と茨城空港を結ぶチャーター便が運行したことに伴いまして、高雄市から本市への団体旅行客を誘致するための訪日団体旅行客促進事業推進委託料でございます。こちらは、高雄便につきましては航空会社のタイガーエア台湾、こちらの判断によるもので、6月末で終了となってしまったことから、減額をするものでございます。高雄市から直行便は終了となってしまいましたが、引き続き台北市を中心に台湾からの訪日客誘客、その促進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、3目観光施設費、10節需用費、補正額23万4,000円の増でございます。こちらは、菊栽培所の拡張に伴いまして、栽培鉢数が増加してくるための肥料や腐葉土等の消耗品を購入するものでございます。

14節工事請負費、補正額1,695万1,000円は、菊栽培所の拡張整備工事費となります。拡張する土地の造成や排水構造物、水路の整備などを実施するものでございます。

15節原材料費、補正額120万4,000円でございます。こちらは、菊栽培所の劣化した防草シートや作業場の屋根の材料等を購入するものとなります。

17節備品購入費、補正額17万8,000円は、栽培所で使用する塗装用のエアコンプレッサー、それと温室用、造った温室があるのですが、その加湿器及び温度調節器等の備品を購入するものでございます。

以上が観光課所管分の補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 8 分休憩

---

午後 2 時 0 9 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

議会事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、議会事務局所管分について御説明いたします。

歳出になります。

21ページを御覧ください。

1款1項1目議会費、8節旅費226万8,000円の増は、清掃施設整備等調査特別委員会の会議出席及び先進地視察に係る費用弁償、また本年11月に開催される台湾交流事務所設立5周年記念式典に出席する議員16名及び議会事務局職員の訪台に係る航空運賃、宿泊費等の費用でございます。

次に、12節委託料65万円の増は、清掃施設整備等調査特別委員会の会議録を作成するための委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料15万3,000円の増は、清掃施設整備等調査特別委員会先進事例視察研修に係るバスの借上料でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終了いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 1 分休憩

---

午後 2 時 1 1 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総務産業委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告することになります。

なお、報告書の作成については委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議ありませんので、私に一任させていただくことに決定いたしました。

---

○安見委員長 その他で、何かありましたらお願いいたします。

総務産業委員会の視察についてちょっとございますので、お話をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 1 2 分休憩

---

午後 2 時 2 3 分再開

○安見委員長 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

その他で何かありましたら、委員の皆様、お願いいたします。

ほかになければ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上をもちまして総務産業委員会を閉会いたします。  
長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2 時 2 3 分閉会